

テレワーク導入ハンズオン支援助成金 質問と回答 (Q&A)

公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 職場環境整備担当係

更新：2023/02/02

番号	項目	質問 (Question)	回答 (Answer)
1	テレワーク関連の助成事業	過去に「事業継続緊急対策（テレワーク）助成金」を受給していても申請できますか。	すでに受給している（＝助成額の確定通知済み）企業は併給に該当するため、本助成金に申請できません。 なお、他の東京しごと財団実施のテレワーク関連の助成金も同様です。 （募集要項4頁「申請にあたっての注意事項」参照）
2	テレワーク関連の助成事業	「テレワーク促進助成金」との主な違いは何ですか。	本助成金は、東京都が実施する「テレワーク導入ハンズオン支援コンサルティング」を受けた企業が、助成対象事業者として申請できるものです。 当該コンサルティングでは、テレワークの導入に向けて、ICTの専門家等から業務の洗い出しや規程の整備、導入機器の選定に関する提案等を受けることが可能です。 一方、「テレワーク促進助成金」においては、基本的に自社ですべて計画してテレワーク環境を整備することが必要です。
3	助成対象事業者の要件	助成金を申請するためには、まず何から始める必要がありますか。	「テレワーク導入ハンズオン支援コンサルティング」に申し込み、当該コンサルティングを受けてください。 詳細については、以下のURLをご確認ください。 【ウェブサイト】 https://www.hands-on.metro.tokyo.lg.jp/
4	助成対象事業者の要件	「テレワーク導入ハンズオン支援コンサルティング」に申し込むための要件は何ですか。	「テレワーク導入ハンズオン支援コンサルティング」の対象企業は、テレワーク規程（規定）が未整備であることが必要です。 なお、都内で事業を営んでいること、常時雇用する労働者が2人以上999人以下であること等、その他にも要件がありますので、当該コンサルティングのウェブサイト（ https://www.hands-on.metro.tokyo.lg.jp/ ）をご確認ください。
5	助成対象事業者の要件	募集要項5頁にある「1 都内で事業を営んでいる中堅企業等及び中小企業等であること」で、「(1) 常時雇用する労働者の数が2人以上999人以下の企業であること」とありますが、人数の範囲は、東京都内の事業所だけですか。他の道府県にある事業所も含みますか。	常時雇用する労働者の数は、東京都内だけでなく、他の道府県すべての事業所も含めて数えます。 なお、支給申請日から実績報告日までの期間を通じた常時雇用する労働者数の要件については、助成金の上限及び助成率においても同様です。 （募集要項2頁「1 助成事業の概要 (3) 助成限度額及び助成率」参照）
6	助成対象事業者の要件	募集要項6頁で「5 労働関係法令について、次のアからキを満たしていること」とありますが、各項目に関しては、確認のために書類を提出する必要や、又は監査等を行うことはありますか。	誓約書（様式第2号）により全項目を確認します。また、審査の必要に応じて、追加書類の提出や説明を求めたり、必要により職員の立ち入り調査を実施する場合があります。 なお、虚偽の申告等が発覚した場合は、助成金支給決定の全部又は一部を取り消すことがあります。 （募集要項10頁「12 助成金支給決定の取消及び助成金の返還」参照）
7	助成対象事業者の要件	在宅勤務規程はすでにありますが、テレワークを想定したものではなく、テレワークもまだ実施できていません。この場合でも助成金を申請できますか。	在宅勤務規程にテレワークの定めがある場合は、テレワークを実施しているか否かにかかわらず、コンサルティングに申し込みができず、本助成金も利用できません。 まずは、テレワーク導入ハンズオン支援コンサルティングに申し込みできるか否かがポイントとなりますので、当該コンサルティング事務局（電話：03-6734-1222）までお問い合わせください。必要に応じて規程を確認させていただきます。

番号	項目	質問 (Question)	回答 (Answer)
8	助成対象事業者の要件	「テレワーク導入ハンズオン支援コンサルティング」をすべて終了していても、助成金を申請できますか。	「テレワーク導入ハンズオン支援コンサルティング」を3回以上受けて「テレワーク導入提案書」が発行されれば、本助成金に申請できます。 なお、その他にも複数の要件がありますので、申請前に募集要項をご確認ください。 (募集要項5頁～6頁「3 助成対象事業者の要件」参照)
9	助成対象事業者の要件	助成金に申請できる企業について、業種に制限はありますか。	本助成金では、対象業種の制限はありません。 コンサルティングとセットで支援することで、テレワークの導入が難しいと考えている業種へのテレワーク環境構築の推進を目的としています。
10	助成対象事業者の要件	個人事業主は助成金を申請できますか。	助成対象事業者の要件を満たしていれば、個人事業主も申請できます。
11	助成対象事業者の要件	常時雇用する労働者の人数が10人未満のため、就業規則を作成していません。この場合でも助成金を申請できますか。	本助成金の申請において就業規則の提出は不要です。 なお、本助成金では労働関係法令の遵守を要件としています。常時雇用する労働者が10人以上の場合は、就業規則の作成及び労働基準監督署への届出義務があります。 また、実績報告時までに「『テレワーク東京ルール』実践企業宣言」制度に登録している必要がありますので、当該登録にはテレワーク規程（規定）の作成・提出が必要です。
12	助成対象事業者の要件	東京都が実施する「『テレワーク東京ルール』実践企業宣言」制度に登録していますが、助成金を申請できますか。	すでに「『テレワーク東京ルール』実践企業宣言」制度に登録している場合は、テレワーク規程（規定）を整備したうえで当該制度に提出されていると考えられます。 テレワーク規程（規定）の整備している場合には、「テレワーク導入ハンズオン支援コンサルティング」の支援対象外となりますので、本助成金にも申請できません。
13	助成対象事業者の要件	「テレワーク導入ハンズオン支援コンサルティング」を受けていますが、助成金の申請までに「『テレワーク東京ルール』実践企業宣言」制度の登録が間に合いません。この場合でも助成金に申請できますか。	本助成金では、実績報告時までに「『テレワーク東京ルール』実践企業宣言」制度に登録し、「テレワーク推進リーダー」設置済表示のある宣言書が発行されている事業者であることが要件です。そのため、実績報告時に当該宣言書を提出していただければ、支給申請時に当該登録が間に合わなくても申請できます。 ただし、実績報告時に当該宣言書の提出が無かった場合、本助成金を受給できませんのでご注意ください。
14	申請受付期間	助成金の支給申請の受付はいつまでですか。	受付期限は、令和5年3月31日（金曜日）までです。 ただし、予算の範囲を超える申請があった場合等、期間内でも受付を終了することがあります。その場合、東京しごと財団のホームページにてお知らせします。
15	申請書類	書類に記入する氏名は、代表者である必要がありますか。申請の事務を行う担当者でも可能ですか。	事業計画書兼支給申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）の「代表者氏名」には、必ず代表者の氏名をご本人の署名でご記入ください。 なお、事業計画書兼支給申請書（様式第1号）の「担当者連絡先」には、本申請に係る財団からの連絡に対し、直接対応が可能な申請企業の担当者の連絡先をご記入ください。ただし、担当者個人の自宅住所等をご記入することはできません。
16	申請書類	書類は、すべて原本を提出すればよいですか。	各書類すべて写しの提出で構いません。 審査の過程で、担当の職員より確認する場合がありますので、必ず控えを取って手元に保管してください（電子申請の場合は、電子ファイルのバックアップも含む）。 なお、原本を提出された場合、財団から返却することはできません。

番号	項目	質問 (Question)	回答 (Answer)
17	申請書類	水道光熱費の請求書（または領収書）、賃貸借契約書等は、どちらも提出が必要ですか。	該当事業所の所在地及び申請企業名を確認するための書類ですので、直近のものであれば、いずれか1つで構いません。
18	申請書類	「『テレワーク東京ルール』実践企業宣言」の宣言書は、どのように発行されるのかわかりません。どこに問い合わせればよいですか。	「『テレワーク東京ルール』実践企業宣言」の公式ウェブサイトをご確認ください。 【ウェブサイト】 https://www.telework-rule.metro.tokyo.lg.jp/guideline/ ご不明な点がございましたら、下記事務局等にお問い合わせください。 「テレワーク東京ルール」実践企業宣言事務局 【E-mail】 info@teleworkrule-tokyo.jp 東京都産業労働局雇用就業労働環境課 【電話】 03-5320-4657
19	申請書類	見積書は、普段付き合いのある業者から取得してよいですか。有効期限や発行日などで気を付けるべき点はありますか。	見積書を発行する業者についての要件は特にありませんが、グループ企業等関連会社は不可です。また、実績報告時に提出する経費関係書類（納品書、請求書等）が揃うことを事前にご確認ください。なお、発行日が支給申請日前であること、申請日時点で有効期限内であることを必ずご確認ください。
20	助成対象経費	代表者が使用するテレワーク機器等の導入に関する経費は、助成金の対象になりますか。	代表取締役など商法上の役員等の経営者（個人事業主も含む）に対する取り組みの経費は、本助成金の対象外です。
21	助成対象経費	代表者を除く取締役など商法上の役員のうち、使用人兼務役員が使用するテレワーク機器等の導入に関する経費は、助成金の対象になりますか。	使用人兼務役員に対する取り組みの経費は、原則として本助成金の対象です。なお、助成対象の可否の判断については、雇用保険被保険者の資格を有する事実が客観的に確認できる提出書類に基づいて審査します。
22	助成対象経費	テレワーク導入のため、会社内の電話交換機をクラウドPBX（構内電話交換機）に切り替える必要がありますが、この経費は助成金の対象になりますか。	「テレワーク導入ハンズオン支援コンサルティング」事務局より発行される「テレワーク導入提案書」の内容に基づいて実施する取り組みであることが大前提となりますが、助成対象となるのはテレワークを実施するために必要な最小限の環境整備に係る経費です。なお、通話料金及びインターネット回線料金等の通信費に該当するものは対象外です。助成対象の可否の判断については、提出書類に基づいて審査します。
New 23	助成対象経費	テレワーク導入のため、スマートフォンを内線化したいと計画しています。PBXへの切り替えに伴い、電話交換機の新規購入やシステムの設定委託等の必要がありますが、この経費はすべて助成金の対象になりますか。	電話交換機の場合、モジュール及びユニット等の構成品ごとに単価が設定されますが、主装置として必要な構成品をすべて合算した1台あたりの金額が、税込み10万円以上になるものは、本助成金の対象外です。システムの設定委託等に関する業者への依頼は、工事費又は委託費として、テレワークを実施するために必要なもののみ、本助成金の対象になります。
24	助成対象経費	テレワーク導入のため、会社内に設置するウェブカメラやスピーカーフォン等のテレワーク機器を複数個購入する必要がありますが、この経費は何個分までが助成金の対象になりますか。	「テレワーク導入ハンズオン支援コンサルティング」事務局より発行される「テレワーク導入提案書」には数量についても記載されます。当該提案書の内容に基づいて実施する取り組みであることが大前提となりますが、助成対象となるのはテレワークを実施するために必要な最小限の環境整備に係る経費であり、社外用ではなく社内用機器の必要性等については、提出書類を確認して、助成対象の可否の判断を行います。
25	助成対象経費	テレワーク導入のため、会社内にウェブ会議システムを整備する必要があり、複数の都内事業所における利用を想定していますが、この経費は何か所分までが助成金の対象になりますか。	「テレワーク導入ハンズオン支援コンサルティング」事務局より発行される「テレワーク導入提案書」の内容に基づいて実施する取り組みであることが大前提となりますが、助成対象となるのはテレワークを実施するために必要な最小限の環境整備に係る経費であり、社外用ではなく社内用機器の必要性等については、提出書類を確認して、助成対象の可否の判断を行います。

番号	項目	質問 (Question)	回答 (Answer)	
	26	助成対象経費	テレワーク導入のため、都外にある本社のインターネット通信環境を整備する必要がありますが、この経費は助成金の対象になりますか。	都外の事業所（本社が都外の場合も含む）に対する取り組みの経費は、本助成金の対象外です。
	27	助成対象経費	テレワーク導入のため、都内在住のテレワーク実施対象者の自宅にインターネットの通信環境を整備する必要がありますが、この経費は助成金の対象になりますか。	テレワーク実施対象者の自宅において、インターネットの通信環境等設備に対する取り組みの経費は、本助成金の対象外です。 また、通話料金及びインターネット回線料金等の通信費に該当するものも対象外です。なお、助成対象の可否の判断については、提出書類に基づいて審査します。
New	28	助成対象経費	テレワーク導入のため、パソコンを購入する必要がありますが、既製品ではなく、パーツを購入して自社で組み立てたパソコンをテレワーク実施時に貸与したいと計画しています。この場合でも、パーツごとの単価が税込み10万円未満であれば、助成金の対象になりますか。	パーツごとの申請は、本助成金の対象外です。
New	29	助成対象経費	職種に応じてパーツの構成をカスタマイズする必要があるため、テレワーク用のパソコンをBTO（受注生産）で購入したいと計画しています。この場合、パソコン1台あたりの合計金額が、税込み10万円未満であれば助成金の対象になりますか。	BTOパソコンを申請する場合、パーツをすべて合算した1台あたりの合計金額が、税込み10万円未満であり、かつ完成品の状態で納品されるもののみ、本助成金の対象になります。
New	30	助成対象経費	モバイルワークで利用するため、スマートフォンだけでなく、本体機器とあわせてSIMカードも購入する必要がありますが、この経費は助成金の対象になりますか。	SIMカードは機器（消耗品費）ではなく、電話番号等通信費の契約に紐づくSIMカードの発行手続きであり、当該費用は間接経費（事務手数料）に該当するため、本助成金の対象外です。 （募集要項14～15頁「3 助成対象外経費」参照）
	31	助成対象経費	クラウドサービスやアプリケーションソフト等において、年額で利用料金がかかる場合、実施期間内に支払いが完了していれば、その年額分すべてが助成金の対象になりますか。	期間に応じた料金設定がある場合、最長3か月分までの経費が本助成金の対象です。そのため、年額で定められた費用については、3か月分に按分して申請する必要があります。 ただし、助成事業の実施期間（支給決定日から4か月以内）にライセンス等の登録など導入を完了し、実績報告時までに経費の支払いを完了していることが必要です。 （募集要項13頁～16頁「Ⅲ. 助成科目について」参照）
	32	助成対象経費	テレワーク導入のため、社会保険労務士等に就業規則の変更等にかかる業務委託を依頼する必要がありますが、この経費は助成金の対象になりますか。	就業規則等の制度整備に関する専門家委託等の経費は、本助成金の対象外です。
	33	テレワーク実施対象者	都内の事業所に勤務している常時雇用する労働者からテレワーク実施対象者を選定することとありますが、雇用保険被保険者である必要はありますか。	テレワーク実施対象者は、勤務地が都内の事業所であり、かつ常時雇用する労働者であれば、雇用保険被保険者である必要はありません。 なお、本助成金における常時雇用する労働者には定義があります。 （募集要項5頁「3 助成対象事業者の要件」参照）
	34	テレワーク実施対象者	在宅勤務の導入を予定しているテレワーク実施対象者は、都内に自宅の住所を有する必要がありますか。	テレワーク実施対象者は、勤務地が都内の事業所であり、かつ常時雇用する労働者であれば、その方の自宅の住所が都内である必要はありません。

番号	項目	質問 (Question)	回答 (Answer)
35	コンサルティング支援	「テレワーク導入ハンズオン支援コンサルティング」について、実施方法や所要時間等を詳しく教えてください。	「テレワーク導入ハンズオン支援コンサルティング」に関するご質問等がありましたら、当該コンサルティング事務局に直接お問い合わせください。 【電話番号】 03-6734-1222 (平日9:00-17:00) 【ウェブサイト】 https://www.hands-on.metro.tokyo.lg.jp/
36	実績報告書類	事業実施完了期限（支給決定日から4か月以内）までに購入機器の納品が一部完了しない場合、助成金の全額が受給できなくなりますか。	購入機器の納品が事業実施完了期限にすべて完了せず、申請したテレワーク導入を一部しかできない場合、助成金支給決定額のうち、テレワーク導入できた部分については受給できることがあります。 なお、納品が一部完了しないことが分かった場合には、支給決定後、同一の機器で納品が事業実施期限内に完了できる業者に変更するなどご対応ください。
37	実績報告書類	インターネットで銀行振込をした場合、証拠書類は何が必要ですか。	領収書、もしくは金融機関のWEBシステム（インターネットバンキング）で「振込完了画面」や「取引明細照会画面」、「入出金明細一覧」の帳票などの支払日、支払先、支払金額等を確認できるものが提出書類として必要です。